

支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会 第5回 2025年5月15日

支払手段の多様化と簡便化による消費者問題への対応
ー割賦販売法に着目してー

谷本 圭子（立命館大学法学部）

本日の発表内容

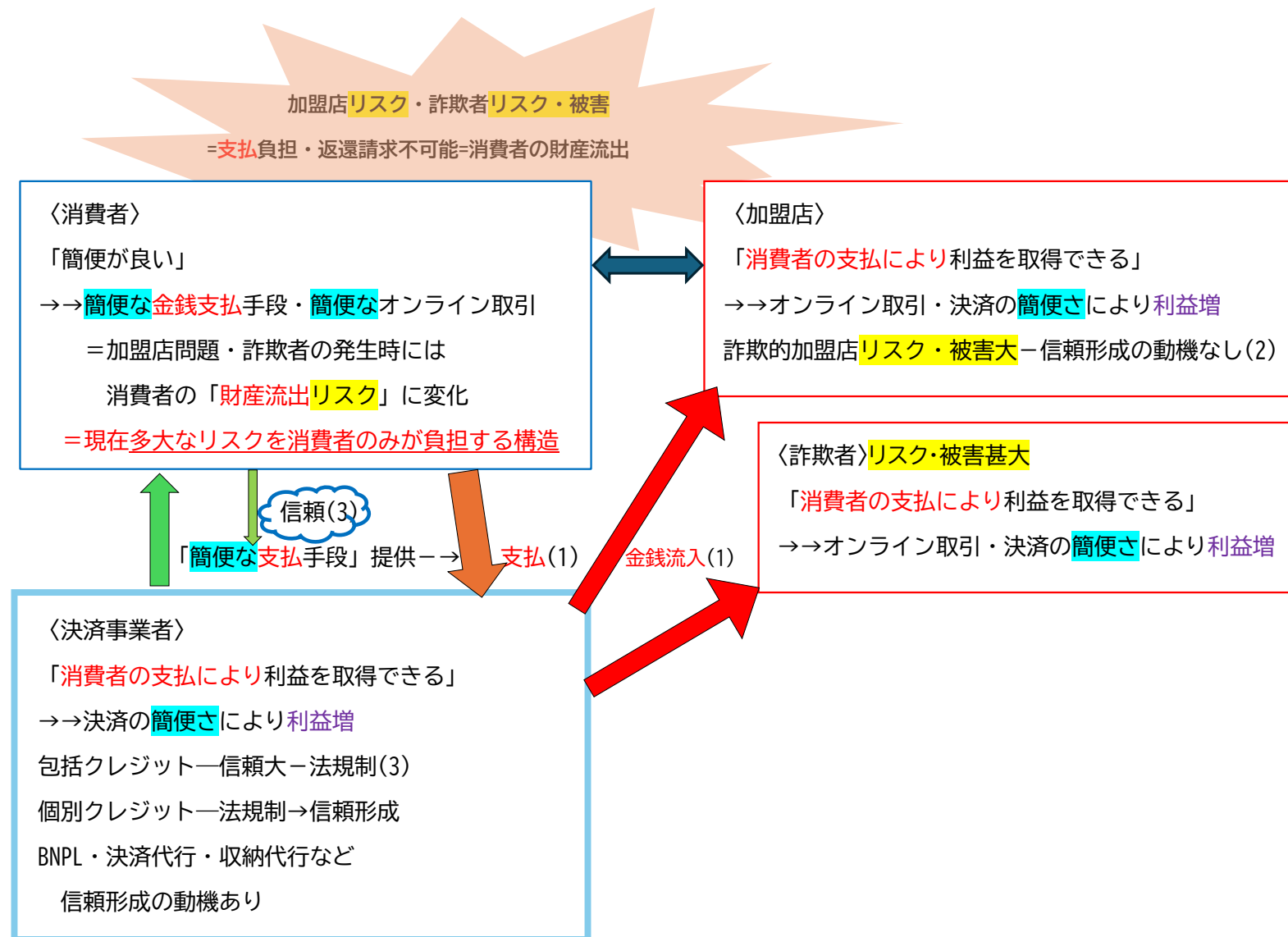
本専門調査会第1回～第4回での発表と議論を踏まえた検討

- I 加盟店リスク・詐欺者リスク
- II 多重債務リスク
- III 割賦販売法の適用・不適用一覧
- IV 割賦販売法をモデルとした検討
- V 個別問題の検討

【参考資料】 本専門調査会第1回～第4回配布資料

I 加盟店リスク・詐欺者リスク—全体像

【図】



I 加盟店リスク・詐欺者リスク—対応の方向性

〈現状〉▷ 明確な法適用の対象とされない決済事業者が「オンライン・簡便」な支払手段を提供
→消費者に少額多数回のリスク・被害が新たに発生
▷ 明確な法適用の対象とされない決済事業者が規約により加盟店リスクを引き受けない旨を規定
=明確な法適用の対象とされないためこれが可能
▷ 信義則適用への期待のみでは制御不可能なリスク・実効性ある「自主規制」もない
「多大なリスクを消費者のみが負担する構造」



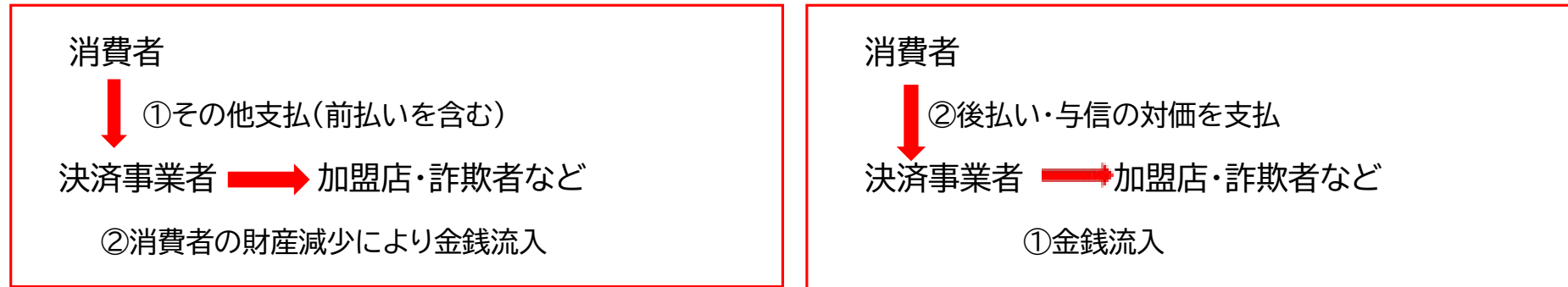
〈考え方〉▷ 「リスク・被害」の未然防止と除去・分散が必要=割賦販売法の考え方→これを基礎とする
▷ 決済の簡便さにより利益を得ている加盟店コントロールが可能な決済事業者に
加盟店リスクへの対応義務を負担させる
=「明確な法適用の対象とすべきではないか」

※支払手段の「オンライン化・簡便化」に加えてオンライン取引そのものの簡便さによりリスク発生している側面が大きい
ため、消費者へのリスク・被害の集中排除のためには「オンライン取引（加盟店との通信販売を含めて）」への規制も必要

I 加盟店リスク・詐欺者リスク—消費者による支払と信頼への着目・【図】中(1)(2)(3)

(1) 消費者による支払・詐欺的加盟店や詐欺者への金銭流入

〈金銭流入の2パターン〉



▷ 後払いでもその他支払でも「消費者の財産流出・悪質加盟店や詐欺者への金銭流入」という点では同じ

= 「信用取引」性が問題ではなく、「**簡便な**支払手段による**簡易な**消費者財産流出・悪質加盟店や詐欺者への金銭流入」が問題

▷ 対応すべき**リスク**は「加盟店・金銭流入先の**リスク**」という点で共通→対応策=加盟店コントロール

I 加盟店リスク・詐欺者リスク—消費者による支払と信頼への着目・【図】中(1)(2)(3)

(2) 加盟店リスクと消費者の「信頼」

〈加盟店における「信頼」形成〉

詐欺的加盟店 **リスク・被害大**—「信頼形成の動機」なし

←1回取引や同時多数回取引でも大きな利益獲得できる

=「オンライン取引での**詐欺の簡易性**」

「**簡便な**支払手段による金銭流入の**簡易性**」

一般加盟店 **リスク**—信頼形成途上

優良加盟店 **リスク小・なし**—信頼形成済・「信頼維持の動機」あり

消費者の「信頼」について

《従来》

▷従来からキャッシュレス決済を信頼してきた=事業者努力による「クレジットカード取引」への信頼形成

▷従来から決済事業者への支払(加盟店への支払)を信頼してきた=事業者努力による老舗業者への信頼形成

=「被害・リスクがない」状態への信頼+所在の明確性

↓

《現在》

▷現在は決済事業者・加盟店として信頼を蓄積していない「新規事業者」「海外事業者」登場→**リスク**発生

▷コロナ禍での「必要性」→「急速な」キャッシュレス決済・オンライン取引の普及

+DX・キャッシュレス決済推進政策

従来からの「クレジットカード取引」への多大な信頼も基礎

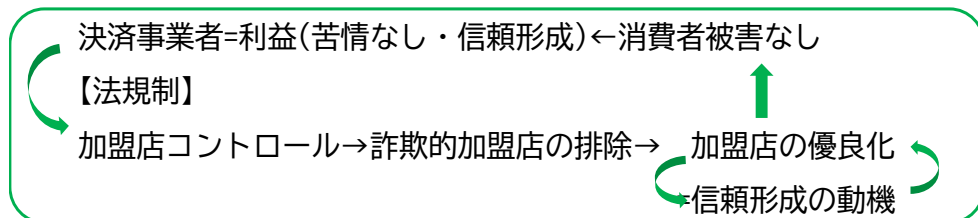
→「スマホで**簡便に**支払できること」=「なんとなく信頼できる」と認識

I 加盟店リスク・詐欺者リスク—消費者による支払と信頼への着目・【図】中(1)(2)(3)

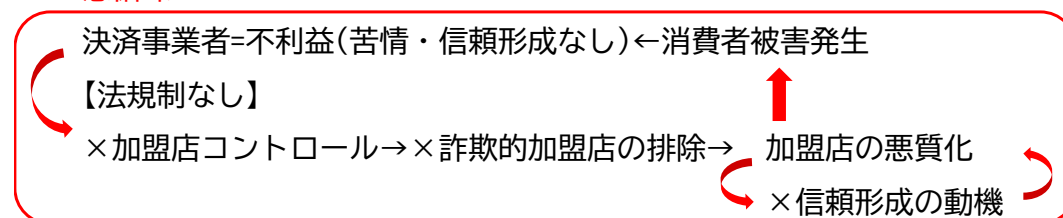
(3) 決済事業者への法規制と「信頼」形成

〈法規制と「信頼」形成の循環〉

好循環



悪循環



〈法規制による「信頼」形成〉

包括クレジット—信頼大←法規制

個別クレジット—法規制→加盟店リスク排除・分散→信頼形成

BNPL・決済代行—加盟店リスク→法規制→リスク排除・分散が必要

収納代行など—老舗事業者・コンビニエンスストア—信頼大

新規業者—加盟店リスク→法規制→リスク排除・分散が必要

※1 回取引の利益が極小のため「信頼形成の動機」あり

Ⅱ 多重債務リスク—対応の方向性

〈現状〉▷詐欺的商法と結びついたクレサラ強要商法

▷同日複数業者からの借金により総量規制を超えた借金が可能—信用情報登録タイミングを悪用

▷「後払い」決済=「第三者与信型信用取引」ではあるが割賦販売法の適用外→過剰与信防止規定の適用なし

簡便で多数回の借金・「後払い」により消費者の多重債務リスクが広く浅く拡大



〈考え方〉「リスク・被害」の未然防止が必要=割賦販売法・貸金業法の考え方→これを基礎とする

・信用情報の登録タイミングの遅延を技術によって解消

・決済の簡便さにより利益を得ている決済事業者に多重債務リスクへの対応義務を負担させる

=法適用の対象とすべきではないか

Ⅲ 割賦販売法等の適用・不適用一覧【表1】

○=明確な法規定の適用がある ×=(信義則の適用等ありうるとしても)明確な法規定の適用がない ?=法規定の適用はあるが明瞭でない △=自主規制規則やガイドラインがある
 黄色=法的対応が特に必要と考えられる箇所

	参入	クレカ番号等取扱		加盟店管理			
	登録	クレカ番号取扱業者 35条の16	クレカ番号適切管理 必要措置義務 35条の16	登録 (クレカ番号等取扱契 約締結事業者) 35条の17の2	加盟店調査措置義務 35条の17の8 (契約時・定期的・苦情 発生時)	加盟店情報報告義務 35条の20	苦情適切処理措置義務 30条の5の2
包括二月超 包括信用購入あっせん業者	○31条	○	○	○オンアス(1号)	○オンアス	○(1項)	○
				×オフアス	×オフアス		
包括二月内 (キャリア決済・後払決済も) 二月払購入あっせん業者	×	○	○	○オンアス(1号)	○オンアス	×	○オンアス
				×オフアス	×オフアス		×オフアス △自主規制
立替払取次業者	×	○	○	○オフアス(2号)	○オフアス	○オフアス(2項)	×
				×海外	×海外	×海外	
決済代行業者・決済機能付DP	×	○	○	○オフアス	○オフアス	○オフアス	×
				○オンアス(2号)	○オンアス	○オンアス(2項)	
				×海外	×海外	×海外	

Ⅲ 割賦販売法等の適用・不適用一覧【表2】

	参入		加盟店管理		
	登録		登録	加盟店調査措置義務 35条の20	苦情適切処理措置義務 35条の3の20
個別2月超 個別信用購入あっせん業者	○35条の3の23		×	○特定契約 35条の3の5 (加盟店契約締結時・個別与信 契約締結時・苦情発生時) ○その他 35条の3の20 (苦情発生時)	○35条の3の20
個別2月内 後払決済業者(BNPL)	債権譲渡型 立替払型	×	×	△自主ルール	×
決済代行業者・決済機能付DP	×	×	×	×	×
第三者型前払式支払手段発行者 (コード決済事業者も)	○資金決済法7条		×	○資金決済法10条 登録拒否要件	×
収納代行・送金代行・代金引換業者	×	×	×	△ガイドライン	△ガイドライン
決済代行業者・決済機能付DP	×	×	×	×	×

Ⅲ 割賦販売法等の適用・不適用一覧【表3】

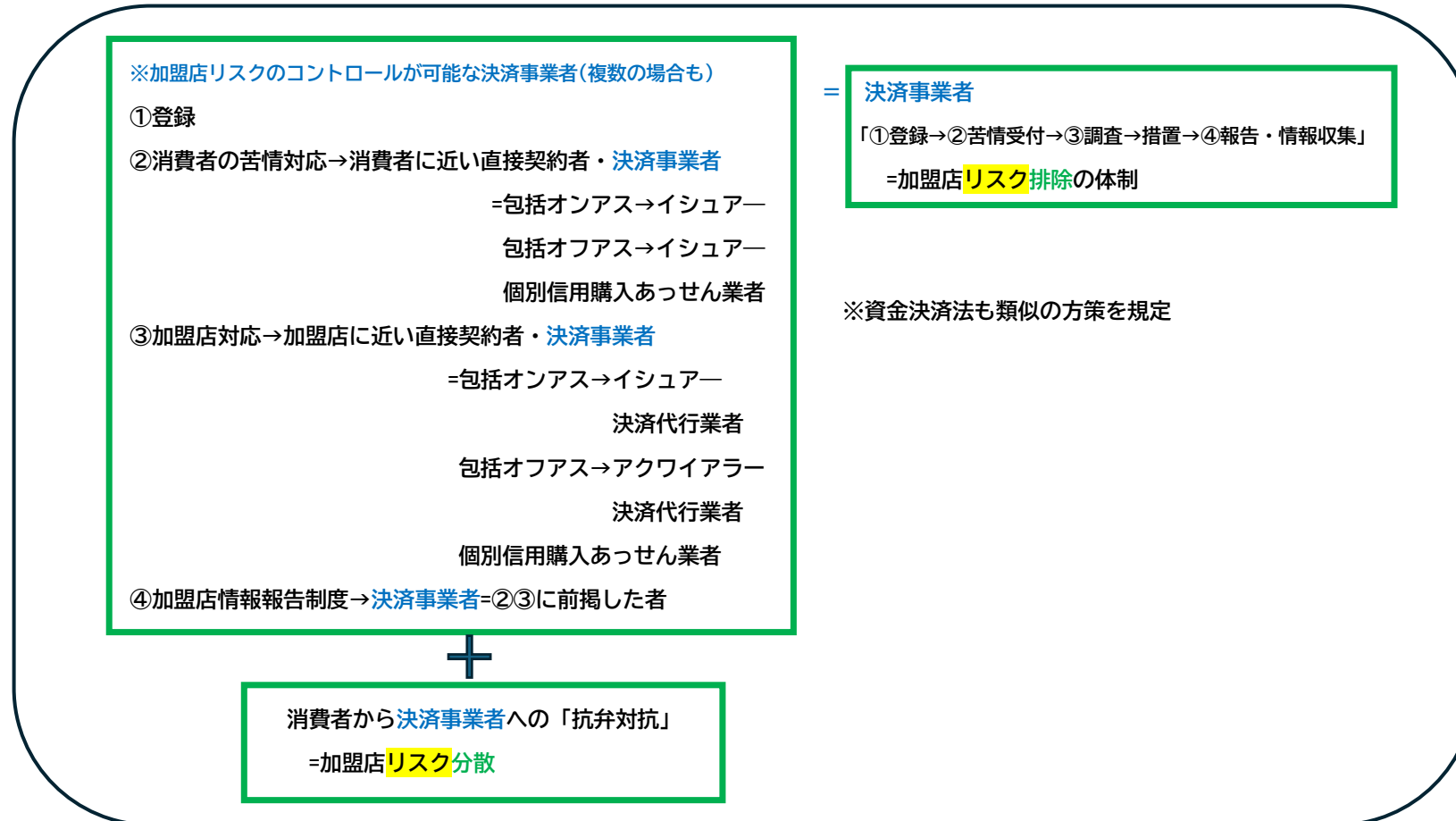
	消費者への行為義務		消費者民事権		民事強行規定	
	情報提供義務	過剰与信防止義務	抗弁対抗	既払い金返還請求権	解除・期限利益喪失時・遅延 利息制限(法定利率)	解除制限 (20日以上催告期間)
包括2月超 包括信用購入あっせん	○30条の2の3	○30条の2等 (極度額30万円超) ✕上記金額以下	○30条の4 (支払総額4万円以上等) ✕上記金額未滿等	×	○30条の3	○30条の2の4
包括二月内 (キャリア決済・後払決済も) 二月払購入あっせん	×	✕	△国際ブランド自主ルール・チャージバック	×	✕14.6% 消費者契約法9条1項2号	✕

Ⅲ 割賦販売法等の適用・不適用一覧【表4】

	消費者への行為義務		消費者民事権		民事強行規定	
	情報提供義務	過剰与信防止義務	抗弁対抗	既払金返還請求権	解除・期限利益喪失時・遅延利息制限(法定利率)	解除制限 (20日以上催告期間)
個別2月超 個別信用購入あっせん	○35条の3の8	○35条の3の3等 (支払総額10万円超)	○35条の3の19 (支払総額4万円以上)	○特定契約+一定条件 35条の3の10以下	○35条の3の18	○35条の3の17
		×上記金額以下	×上記金額未滿	その他 ×		
個別2月内 後払決済事業者(BNPL)	×	×	債権譲渡型	×	×14.6% 消費者契約法9条1項2号	×
			立替払型	×		

IV 割賦販売法をモデルとした検討

1. 割賦販売法におけるリスク管理の仕組み=加盟店リスク排除・分散方策



※ 従来から、加盟店リスクは存在し、各契約の別個性は前提とされていたが、
支払手段提供者は「加盟店リスクについて無関係ではない」とされてきた=加盟店リスク排除の体制・加盟店リスク分散
←〈理由〉消費者保護・加盟店のリスクコントロールが可能

IV 割賦販売法をモデルとした検討

2. 「割賦販売法適用外取引」及び「事実として適用されていない取引」についての現状
=「加盟店リスク排除の体制・リスク分散の方策」が欠如

※加盟店リスクのコントロールが可能な決済事業者(複数の場合も)

- ①登録→なし
- ②消費者の苦情対応→なし
- ③加盟店対応→なし
- ④加盟店情報報告制度→なし

+

消費者から決済事業者への「抗弁対抗」→×
=加盟店リスクはすべて消費者が負担

=

決済事業者

「①なし→②なし→③なし→④なし」
=加盟店リスクはすべて消費者が負担

IV 割賦販売法をモデルとした検討

3. 「加盟店リスク排除の体制・リスク分散の方策」**欠如**に合理的理由は存在するのか

〈これまで言われてきた理由〉

- (1) 2月内払いは単なる「支払手段」であって「信用取引」としての性質は弱い
- (2) 新たなキャッシュレス決済手段についてはイノベーション促進の観点から法的規制より自主規制促進が適切



〈現状の特徴から再検討〉

- (1) ← 「信用取引」性に起因するものではなく「支払手段」の**簡便性**に起因する**加盟店リスク**への対応については2月内払いと2月超払いとを区別する理由はない
- (2) ← 現状では自主規制は促進されていない・「**消費者へのリスク・被害の集中**」の上に促進されるイノベーションではなく「消費者に安心を届ける」イノベーションである必要性



〈現状〉 明確な法適用の対象とされない決済事業者が「オンラインで**簡便**」な支払手段を提供
複数の決済事業者の関与が常態化

→ 消費者に少額多数回の**リスク・被害**が新たに発生・「**消費者のみにリスク・被害集中**」

〈割賦法適用対象取引との共通点〉 取引類型(第三者与信型販売信用)も決済事業者が求める**利益**も同じ

〈割賦法規定趣旨との共通点〉 「加盟店**リスク**をコントロールすることができる者」という点は同じ



「**消費者のみにリスク・被害集中**」している現状から脱却するため法規制必要

上記①②③④につき義務を負う者の存在は必須・「加盟店リスク**排除**の体制・リスク**分散**の方策」必要

「加盟店リスク排除の体制・リスク分散の方策」**欠如**に合理的理由は存在しない

V 個別問題の検討

1. 包括2月内払い・個別2月内払い

- ① A「包括二月超払(包括信用購入あっせん)」と
B「包括二月内払(2月払購入あっせん・キャリア決済)」とを区別すべきか

加盟店に問題が発生するリスクは同じ

= 「加盟店リスク排除が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→Aに適用ある「加盟店管理」(「登録」も含めて)に関する規定をBにも適用

「加盟店リスク分散が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→Aに適用ある「抗弁対抗」規定をBにも適用

※【表1】【表3】赤点線 「登録義務」「加盟店調査措置義務」「加盟店情報報告義務」「苦情適切処理措置義務」
「抗弁対抗」

多重債務リスク

= 「2月内払いの信用供与性は弱い」ともいえるが多数取引により多重債務が発生するリスクはある

→Aに適用ある「過剰与信防止義務」に関する規定・「民事強行規定」をBにも適用

※【表3】喜点線 「過剰与信防止義務」
「民事強行規定」

V 個別問題の検討

- ② A「個別二月超払(個別信用購入あっせん)」と
B「個別二月内払(BNPL)」とを区別すべきか

加盟店に問題が発生するリスクは同じ

= 「加盟店リスク排除が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→A に適用ある「加盟店管理」(「登録」も含めて)に関する規定を B にも適用

「加盟店リスク分散が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→A に適用ある「抗弁対抗」規定を B にも適用

※【表 2】【表 4】赤点線 「登録義務」「加盟店調査措置義務」「加盟店情報報告義務」「苦情適切処理措置義務」
「抗弁対抗」

多重債務リスク

= 「2 月内払いの信用供与性は弱い」ともいえるが多数取引により多重債務が発生するリスクはある

→A に適用ある「過剰与信防止義務」に関する規定・「民事強行規定」を B にも適用

※【表 4】喜点線 「過剰与信防止義務」
「民事強行規定」

V 個別問題の検討

2. 包括少額・個別少額

B「少額取引」とA「それ以外」とを区別すべきか

※少額＝ 支払総額4万円未満等「抗弁対抗」

包括・極度額30万円以下/個別・支払総額10万円以下「過剰与信防止規定」

オンライン取引の簡便性により多数取引が可能

→問題1件あたりは「少額」だが多数回取引により取引全体としては「多額」被害

↓

加盟店に問題が発生するリスクは同じ

＝「加盟店リスク分散が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→Aに適用ある「抗弁対抗」規定をBにも適用

※【表3】【表4】赤点線 「抗弁対抗」

多重債務リスク

＝少額でも多数取引により多重債務が発生するリスクはある

→Aに適用ある「過剰与信防止義務」に関する規定をBにも適用

※【表3】【表4】喜点線 「過剰与信防止義務」

V 個別問題の検討

3. 決済代行業者・決済機能付DP

① A「立替払取次業者(アクワイアラー)」とB「決済代行業者等」の関係をどのように整理すべきか

「クレカ番号等取扱契約締結事業者」の判定が不明瞭

- 「クレカ番号等の取扱いを認める契約を加盟店との間で締結する者」 = 「加盟店審査・契約締結の実質的権限を有する者」
が不明瞭なため登録する者が存在しない事態に対応する必要
- 海外アクワイアラーの場合に「国内決済代行業者」が登録義務を負うことの明確化が必要
→ 海外悪質事業者リスク・被害への対応は喫緊の課題

=加盟店リスク排除の出発点①が欠如する事態

問題解決のためには定義規定の見直しが必要



「クレカ番号等取扱契約締結事業者」について

「加盟店**リスク**コントロール」が可能な者・「加盟店への金銭流入のための手段を直接提供」する者
= 「加盟店契約を締結した者」又は「加盟店契約締結の代理又は媒介をする者」とすることが必要

※【表1】 赤点線 「登録義務」「加盟店調査措置義務」「加盟店情報報告義務」

V 個別問題の検討

②「決済代行業者」への法規制がない状態にどのように対応すべきか

消費者が支払を行う決済事業者(法適用の対象者・法適用のない者)と加盟店との間で「加盟店契約を締結する者」や「加盟店契約締結を代理・媒介する者」が登場

=「加盟店リスクをコントロール」できる者に変更が発生 → 「加盟店リスクをコントロールしない状態」が発生

=加盟店リスク排除の体制が欠如する事態

現状への対応が必要



「加盟店リスクコントロール」が可能な者・「加盟店への金銭流入のための手段を直接提供」する者

=「加盟店契約を締結する者」又は「加盟店契約締結の代理又は媒介をする者」を規制する必要



加盟店に問題が発生するリスクは同じ

=「加盟店リスク排除が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→「加盟店管理」(「登録」も含めて)に関して義務付け

※【表2】決済代行業者

=加盟店契約を締結する者・加盟店契約締結を代理・媒介する者として

紫点線 「登録義務」「加盟店調査措置義務」「苦情適切処理義務」

V 個別問題の検討

4. 「収納代行・送金代行・代金引換業者」への法規制がない状態にどのように対応すべきか

「加盟店リスクコントロール」が可能な者・「加盟店への金銭流入のための手段を直接提供」する者

= 「加盟店契約を締結する者」・「加盟店に金銭流入の手段を直接提供」する者



加盟店に問題が発生するリスクは同じ

= 「加盟店リスク排除が必要」という点で同じ・区別する理由はない

→ 「加盟店管理」（「登録」も含めて）に関して義務付け

※【表2】加盟店契約を締結する者・加盟店に金銭流入の手段を直接提供する者として

灰色点線「登録義務」「加盟店調査措置義務」「苦情適切処理義務」

ご清聴ありがとうございました。